

告 示

○ 総務省告示第百六十四号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第二十八条第一項の規定に基づき、平成二十七年総務省告示第三十五号（統計法第二十八条の規定に基づき、疾病、傷害及び死因に関する分類を定める件）の一部を次のように改正し、令和六年六月一日から施行する。

令和六年五月十五日

総務大臣 松本 剛明

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
[1～5 略] 6 分類表 (1) 基本分類表 [第I章～第XXI章 略] 第XXI章 特殊目的用コード（U00—U99） 原因不明の新たな疾患又はエマージェンシーコードの暫定分類（U00—U49） [U04 略] [U06～U10 略] U11 <u>コロナウイルス感染症2019に対する予防接種の必要性</u> [U11.0～U11.8 略] U11.9 <u>コロナウイルス感染症2019に対する予防接種の必要性、詳細不明</u> U12 <u>治療上の使用により有害作用を引き起こしたコロナウイルス感染症2019ワクチン</u> [U12.0～U12.8 略] U12.9 <u>治療上の使用により有害作用を引き起こしたコロナウイルス感染症2019ワクチン、 詳細不明</u> [U13～U49 略] [抗菌薬及び抗腫瘍薬への耐性（U82—U85） 略] [備考 略] [(2)・(3) 略]	[1～5 同左] 6 分類表 (1) 基本分類表 [第I章～第XXI章 同左] 第XXI章 特殊目的用コード（U00—U99） 原因不明の新たな疾患又はエマージェンシーコードの暫定分類（U00—U49） [U04 同左] [U06～U10 同左] U11 <u>エマージェンシーコードU11</u> [U11.0～U11.8 同左] U11.9 <u>エマージェンシーコードU11.9</u> U12 <u>エマージェンシーコードU12</u> [U12.0～U12.8 同左] U12.9 <u>エマージェンシーコードU12.9</u> [U13～U49 同左] [抗菌薬及び抗腫瘍薬への耐性（U82—U85） 同左] [備考 同左] [(2)・(3) 同左]
備考 表中の [] の記載は右記である。	